

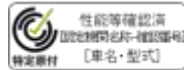
電動キックボードの研修しています！

7月1日から特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードが16歳以上であれば免許証不要で乗ることが出来るようになりました。

そろそろ街中で見かけるようになるのでは・・・

ただし、街中を走るには守らなければならない保安基準や交通ルールがあります！

性能等確認済シール



道路を通行する場所は、概ね自転車と同じとなっていますが、



皆さんは自転車のルールをちゃんと知って乗っていますか？

道路のどこを通行していいのかわかるのか、信号はどれを見るのか、わかりますか？



私たちは、研修をするために電動キックボードを研修センターのコース内で乗っていますが、安全な場所での走行は、快適でとても楽しいです。

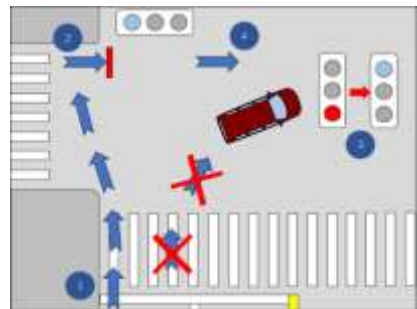
しかし、一般の道路で走るとなると不安が大きいですね。

電動キックボードの多くが2輪タイプです。したがって自分でバランスをとらなければなりません。タイヤは小さいため、段差があると影響が大きいです。

公道を走るには、ナンバーを取得し、自賠責保険への加入が必要です。

立った姿勢で乗るタイプが多いので、遠距離には向かないですね。

ちゃんとルールを守って乗れば、近い距離ならば、とても便利で快適な乗り物だと思います。



ちゃんと交通ルールを覚えてから安全に電動キックボードに乗ってほしい！

研修センターでは、電動キックボードの研修もしています。

まず安全な場所で乗り方、ルールを知ってから公道へ！

